

令和5年度予算審査特別委員会（第5回）

令和5年3月10日（木曜日）午前9時57分開会

○付託案件

- 議案第40号 令和4年度七飯町一般会計補正予算（第3号）
議案第41号 令和4年度七飯町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
議案第42号 令和4年度七飯町介護保険特別会計補正予算（第1号）
議案第43号 令和4年度七飯町水道事業会計補正予算（第1号）
議案第44号 令和4年度七飯町下水道事業会計補正予算（第1号）

1. 報告書のまとめについて
2. その他

○出席委員（17名）

委員長	田村敏郎	副委員長	平松俊一
委員	横田有一	委員	神崎和枝
委員	池田誠悦	委員	稲垣明美
委員	畑中静一	委員	長谷川生人
委員	上野武彦	委員	坂本繁
委員	澤出明宏	委員	中島勝也
委員	川村主税	委員	江口勝幸
委員	川上弘一	委員	若山雅行
委員	青山金助		

○欠席委員（0名）

○議長出席の有無 無

○出席説明員（5名）

教育総務課長	倍楼司	学校教育課長	柴田憲
生涯教育課長	竹内圭介	スポーツ振興課長	高橋雅貴
学校給食センター長	福永崇弘		

○本会議の書記

事務局長 広部美幸 書記 山本翔大

午前9時57分 開議

○田村委員長 ただいまより、第4回目の委員会を開催してまいります。

早速、教育、総務のほうから入る前に、昨日、副委員長のほうから資料の提出が求められた公共下水道污水管の関係でございますけれども、お手元に配付しておりますが、赤い線が下水道で、青い線が水道管というようなことで色分けをして提出されておりますので、御覧いただきたいと思います。

また、下水道の差替えの部分でございますけれども、この部分につきましては下水道事業費用、営業外費用、雑支出という、この部分で7,450万云々という、差替えするようにということで、終了後、精査した結果、課長の手元の資料が間違いで、我々に配付されているこの資料が正しいということが判明いたしましたので、これについての差替えはなく、このまま見ていただくということでございますので、御了承を得たいと思います。

それから、学校教育課より資料1の提出漏れがあったということで提出がございまして、これについては追加でよろしくお願ひしたいと思います。

そのほか、教育委員会のほうから学習支援等の配置、それから、七飯町社会教育施設整備庁舎内検討委員会設置規定というようなものが出されておりますので、それぞれ御確認をお願いいたします。

それでは、本日の審査であります。

まず最初に、教育総務課の審査を実施していきたいと思います。

教育総務課長、御苦労さまでございます。

まず、予算書の説明のほう、よろしくお願ひいたします。

○倍楼教育総務課長 それでは、教育課所管の令和5年度当初予算について、提出した資料により御説明を申し上げます。

まずは、共通様式からになります。

ナンバーの1、教育委員会費。

従前と大きな変更はなく、記載のとおりでございます。

次にナンバーの2、事務局費、学校庶務でございます。

この事業は、教育総務課と学校教育課の事業が混在しておりますので、私からは教育総務課所管分の説明をいたします。

補助金では、新たに設置した奨学金と償還支援事業助成金30万円の皆増、それ以外の補助金についてもそれぞれ増減があるものの、従前と大きな変更はなく、記載のとおりでございます。

次にナンバーの3、対外競技参加費でございます。

従前と変更はなく、記載のとおりでございます。

次にナンバーの4、学校教育公用車管理費でございます。

昨年度との比較では、タイヤの購入費、車検修繕料等の減額により、事業費合計では減少しております。

内容については、記載のとおりでございます。

次にナンバーの5、教員住宅管理費でございます。

前年度、工事請負費として旧大沼小学校教員住宅の解体工事があった分で減額となっております。

それ以外は従前と大きな変更はなく、記載のとおりでございます。

次にナンバーの6、校舎等営繕費、小学校でございます。

需用費の中の修繕料は、施設の老朽化に伴い修繕箇所が増加により、70万円の増となっております。

委託料の中の学校用務委託料は、令和5年度から新たに3か年の長期継続契約を結ぶよう進めておりますが、人件費の増加により313万4,000円の増となっております。

校舎営繕業務等委託料のうち、旧大沼小学校、軍川小学校敷地の草刈り、桜の剪定及び学校の除雪業務を社会体育施設等管理委託料に統合のため、減をしてございます。

工事請負費は、七飯小学校と大沼岳陽学校2

校の高圧気中開閉器の老朽化による交換工事で、371万8,000円の追加などが変更点となっております。

それ以外は従前と大きな変更はなく、記載のとおりでございます。

次にナンバーの7、校舎等営繕費、中学校でございます。

修繕料につきましては、施設の老朽化に伴い、修繕箇所が増加により225万円の増となっております。

委託料の学校用務委託料については、小学校と同様、今年度から新たに長期継続契約を結ぶということになりまして、人件費の増の上昇の見込により、203万7,000円の増となっております。

学校敷地内除雪委託料は、一部を社会体育施設等管理委託料に統合のため減。また、その他の委託料についても対象箇所の変更などにより、それぞれ増減がございます。

工事請負費については、七飯中学校、大中山中学校の体育館等の水銀灯などのLED化のため、合わせて2,029万5,000円を計上、また、大中山中学校の重油タンクが40年以上を経過しており、危険物の規制に関する規則により漏えい対策が必要なため、328万1,000円の追加などが主な変更点でございます。

それ以外は従前と大きな変更はなく、記載のとおりでございます。

次にナンバーの8、中学校長寿命化改修事業費でございます。

七飯中学校の長寿命化改修のため、新たに事業化するものでございます。

今年度は耐力度調査、基本設計、実施設計の策定に掛かる費用を計上してございます。

次にナンバーの9、社会教育施設改築事業費でございます。

社会教育施設、図書館、スポーツセンター等の整備を推進するため、今年度、基本構想、基本計画を策定するための費用を計上してございます。

報償費は、庁外検討委員会委員15名の報酬として、42万6,000円の計上でございま

す。

委託料は、基本構想、基本計画策定委託料として646万8,000円の計上でございます。

続きまして、追加資料の説明をまいります。

まず、1ページ、1点目が七飯町社会教育施設（体育館、図書館）の整備庁舎検討委員会の設置規定でございます。

第2条にある、所掌事務を努めるために副町長以下、関係する部局、課長、計9名で組織する委員会の設置規定でございますので、御確認をいただきたいと思っております。

次のページになります。

七飯町育英基金の貸付返済状況の内訳といたしまして、この資料につきましては、令和3年度の決算特別委員会にお示しをした資料でございますが、その資料を基に説明をまいりたいと思っております。

(1)は基金の状況で、令和3年度の期首原資が1,016万1,601円、基金利息として繰入れが562円、貸付金が140万4,000円、償還金が200万800円、未償還額が1,278万円で、基金総額が2,353万8,968円でございます。

(2)は貸付金額の内訳で、貸付金140万4,000円の内訳として、大学就学に2件、54万円、高校、専修学校就学に4件、86万4,000円でございます。

(3)は償還金の内訳で、令和3年度償還額200万800円の内訳として、現年分が31人、105万円、滞納繰越分が8名で41万800円、繰上償還分として2名で54万円でございます。

(4)は未償還額の内訳でございまして、令和3年度未償還額1,278万円の内訳として、現年度分が11人、45万8,400円、滞納繰越分が12名で116万1,600円、納期未到来分として47名分で111万6,000円でございます。

提出した資料の説明は、以上でございます。

○田村委員長 これより、質疑を行います。
上野委員。

○上野委員 今、奨学金についての説明をいただきました。

奨学金の基金総額が2,300万ほど、そういう中で未償還金が1,278万くらいということで、稼働しているという金額は半分くらい、十分稼働することができるというふうに思います。

それで、今回出していただいた資料の中でも、大学、短大、高専、それから専修学校、こういったところへの貸付が行われているということなのですが、これはこういった大学とか高専とか専修学校とか、こういった区分けしたときに、貸付の金額が全部同じ金額でやられているのか、それとも大学はより多い金額での貸付が行われているのか、その辺について一つお伺いしたいなというふうに思います。

そのぐらい、まずお願いします。

○田村委員長 教育総務課長。

○倍楼教育総務課長 七飯町の育英基金の貸付金の金額ということでございます。

基金条例というもので運用しているわけですが、この中では大学だとか大学院につきましては、国公立の大学の場合には月2万円以内ということでございます。私立の大学につきましては2万5,000円以内ということでございます。高等専門学校につきましては、国立、私立の場合には月1万3,000円以内、私立の高等専門学校については月2万円以内、高等学校及び専修学校の生徒については、国公立につきましては月1万2,000円以内、私立については2万円以内という規定の中で運用しているところでございます。

以上でございます。

○田村委員長 上野委員。

○上野委員 聞き逃したのですけれども、大学、短大、大学院は幾らでしたか。

○田村委員長 教育総務課長。

○倍楼教育総務課長 大学院、大学、短期大学につきましては、国公立の場合は月2万円でございます。私立の大学等につきましては月2万5,000円でございます。

以上でございます。

○田村委員長 ほかに、質疑ございませんか。

若山委員。

○若山委員 何点か番号順にあれしたいと思います。

まず、ナンバー6のところの校舎等営繕費、小学校5,697万4,000円という予算計上している中の、委託料の中の学校用務委託料として3,576万円、313万4,000円が増加されて、その理由が人件費単価の上昇とあるのですけれども、これ具体的に言うとどのくらい、どういうふうになっているのかどうかということを、分かりやすくちょっと説明いただきたい。相対ではなくて、こうなっているのだというところをちょっと教えていただきたいのと、同じところで、使用料及び賃借料66万9,000円ということで、今回増えているその他のところの7万5,000円ですね、営繕積算システム利用料新規計上のためであるのですけれども、これって具体的にどういう内容のものなのか、ちょっと分からないので教えていただきたいなというふうに思います。

それと、一番最後のナンバー9で、社会教育施設改築事業費689万4,000円ということで事業計上されておりますけれども、報償費42万6,000円については分かるのですけれども、委託料646万8,000円、この委託料のこの金額の積算というのですか、これどこにどういうふう委託するというか、そういうイメージなのか、そこのところをちょっと教えていただければなと思います。

それと、資料出していただきました設置規定ですね、これは庁内の職員の分だけということで、庁外の分についてはこれからまた作成することなのではないでしょうか。こういう規定をとるか、誰がどうなってどうするかというのをね、入っているのかということ。

それと、ここには社会教育施設、体育館、図書館とだけなっているのですけれども、プールとか何かも一緒にやるというふうになっているのですけれども、これは体育館の中にプールも含まれるということでもいいのかどうかということ、そのワーキンググループを設置するとい

うのが第6条にあるのですけれども、そのワーキンググループというのはどういうふうに設置する、設置することができるになっているのですけれども、どういうふうに設置して運用していくのかどうかについて、ちょっと教えていただければと思います。

以上です。

○田村委員長 教育総務課長。

○倍楼教育総務課長 それでは、お答えしてまいります。

まずは、学校用務員の委託に関してでございます。

このたびの予算については、令和5年度の単年度の予算ということでございますが、今までも3か年の長期継続契約ということでやらせていただいております。今、令和4年ですから、人件費につきましては、毎年度3.5%上昇するという中で積算をして、令和5年度分、令和6年度分、令和7年度分ということで、それぞれ積算をしまして、その合わせたもの、3か年合わせたものを3で割って、1年分のトータルとして金額を出しまして、それぞれ令和5年、6年、7年度分ということの予算とするということで取扱いをしておりますので、人件費については毎年3.5%上がるという中での想定でございます。

続いて積算システムについては、今の私ども教育総務の中では、これから例えば学校のLED化の工事だとか、七飯中学校の長寿命化工事等、大きな、また、図書館、体育館等の工事が大きなものが始まっていくという中で、工事費の積算するシステムが導入されておりましたので、そういうものを導入して、基本的に北海道の物価調査会だとか経済調査会で持っている単価等をそのシステムの中に取り込めますので、その中で単価を確認するだとかをして、内訳書と工事費用の算出をしていくということで、それを新たに導入するというものでございます。

社会教育施設の基本構想、基本計画の策定の委託料、646万8,000円の内訳でございますが、これは計画を策定するというので、策

定に係る人件費ということでございます。想定先は、そういうコンサル会社を委託先として想定をしているところでございます。

続いて、今回お示しをした庁内の検討委員会、社会教育施設の検討委員会について、庁外の規定はないのかというところでございます。庁外の検討委員会の規約、規定につきましては、これから整備するというので考えてございますので、御了解をいただきたいと思っております。

また、今回、社会教育施設として、体育館、図書館という中で整備をしておりますが、当然プールにつきましても体育館の付属ということになりますので、この検討会議の中で進めていくということで考えてございます。

また、設置規定の中のワーキングになります。ワーキンググループについては、関係する部局の係長にワーキンググループということで入っていただくということで考えてございますが、この検討委員会、庁内の検討委員会については、関係する課長と副町長、中になりますから、その下にワーキングを置いて、こまごま議論だとかを関係係長達でできるように、こまごま資料の調整だとかもそういうところでしていきたいということで考えているところでございます。

答弁漏れはありませんでしょうか。

以上でございます。

○田村委員長 若山委員。

○若山委員 まず、ナンバー6のところの学校用務委託料3,576万円で、今回313万4,000円増になっているのですけれども、これは人件費単価として3.5%増加ということで見込んだ数字ということのようなのですけれども、この金額で3.5%、ちょっと計算合わないような感じするのですけれども、本当にそれで3.5%、前年よりも高いという、その総計な数字だということでもいいのかどうか、ちょっともう1回確認をしたいと思います。

それと、この使用料賃借料69万9,000円のうち、その他7万5,000円のこの営繕積算システムというのは、今度新たに導入する体育

館とか図書館とか、そういうものためのものということなのですか。既存のものではなくて、新しいものためのものということか、もう一度ちょっと確認をお願いします。

それと、ナンバー9の社会教育施設改善事業費689万4,000円のうちの委託料646万8,000円の、コンサル会社とか何とか出てきたのですけれども、事前の情報提供の中であって、整備検討委員会とこのコンサルの関係というのですか、もう検討委員会が検討した上で、その内容に基づいてコンサルに出すのか、それともそれとは関係なく、何か基礎的なもので誰がどうやってももう決まったようなもので、その委託料としてどこどこに、コンサル会社のほうにこういうものを出してくれという発注をするということなのかどうか、そこのところをお願いします。

それと、規定のこのワーキンググループというのは、そうすると係長とかを任命して作業をさせるという、そういうようなイメージということですか。こういう検討って、こういう資料をまとめるとか何かそういう検討をさせるのに、メンバーとして位置づけるという意味でのワーキンググループをつくって、関係係長をもって充てると、グループの構成及びメンバーって、そういうことで、係長も取り込んで一緒にやっていくという意味でのワーキンググループだということか、そこところをお願いします。

○田村委員長 教育総務課長。

○倍楼教育総務課長 まず、学校用務の委託料でございます。

計算上は、令和4年度から令和5年度に3.5%上ります。令和5から令和6に3.5%上がる、令和6から令和7で3.5%上がるというような計算の中で、委託料を積上げをしてございます。

長期継続契約をする場合には、その3か年で、平均して金額を出すものですから、どうしても今の、令和4ですから、令和2から4年度分の平均ですと、その金額と今の金額で比

較をすると300万ということで、大体3.5%掛ける3の10%の増加という見え方になってまいります。

ただ、令和5から令和6になったときには上下なしでいきますので、そういう具合でございますので、御了解をいただきたいと思えます。

営繕システムにつきましては、大きなものとして、工事としてLED化だとか、体育館、図書館だとか、また七飯中学校の長寿命化改修ということで御答弁申し上げましたが、そのほかにも、こま業務、営繕業務がありますので、その日常の改修業務等にもこのシステムあれば、すごく効率的に使うことができますので、そういうもので導入をしたということで、御理解をいただきたいと思えます。

続いて、コンサルというか、646万円のところのお話でございます。

私ども庁内検討委員会、庁外検討委員会の中で、課題の整理だとかする中で、その課題を整理するために、コンサル会社のほうに課題の整理をしてもらうために資料の作りをお願いすると、まとめをしていただくという中で進めてまいるといところで考えてございますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

ワーキングにつきましては、若山委員おっしゃるとおり、今後、細かい資料の整理だとか課題の整理だとかというのを、係長達のワーキングで進めるということで考えてございますので、御理解を願ひたいと思えます。

以上でございます。

○田村委員長 若山委員。

○若山委員 最後1点だけ、同じナンバー9の社会教育施設改築事業費689万4,000円の中の委託料646万8,000円の基本計画策定委託料なのですけれども、これはどのタイミングで、検討委員会、庁外、庁内でつくりますよね。そこでいろいろな問題点が出たり、何か出てきて、そこでコンサルのほうに何かその答えを求めるといものなのですか。コンサルのほうにもう最初から、何かその議論するための材料として、何かそういうものを出してもらって、それからそれに基づいて何か議論するとい

うことなのか、一緒にやるのか、何でここにコンサルが入ってくるのかね。僕が考えると思うのは、検討委員会でじっくりいろいろな、まだすぐ造るわけではないわけですからね、いろいろな要件とかいろいろな検討をする中で、その後で要件が固まってからコンサルに、何かそのいろいろ頼むような形が出てくるのかなと思うので。最初からコンサルに何かこう頼んでしまおうとかというのが、ちょっとよく分からないのですけれども。そのコンサルが入る理由というのですか、そののところをもう少しお願いします。

○田村委員長 教育総務課長。

○倍楼教育総務課長 コンサルを入れる理由となりますけれども、当然、今、私どもが造る、七飯町で造る体育館だとか図書館の全国的な流れだとか、私どもが必要とする施設の規模だとか、どういう機能があるかというのはこの検討委員会、庁内、庁外の検討委員会で検討していくわけですが、それに伴って、今のそういうところの、全国的な流れだとか資料だとか、私どもが知り得ないところ何かについては協力をいただいて、そういう資料の整理をしてもらうだとかを考えてございます。

ただ、当然、若山委員おっしゃるとおり、今、検討委員会を設置しまして、今、課題がどういうところにあるかとか、いろいろなものはその委員会の中で整理をしまして、それに伴って必要なものをコンサルのほうに作成していただくということと、基本構想、基本計画をまとめるというようなところのものはコンサルのほうにお願いをしてみたいということで考えているところでございます。

以上でございます。

○田村委員長 ほかに、質疑ございませんか。

副委員長。

○平松副委員長 共通資料の7番の工事請負費2,357万6,000円、これは体育館の照明をLED化するための事業費が大半を占めておりますけれども、これはあれですか、リースなのですか。それとも今回で全部買取りといいますか、1回で終わってしまう工事なのか、説明

をお願いしたいと思います。

それと、今、何回か同僚議員とのやり取りをしまして、ナンバー9の件なのですが、しつこいようで、確かめさせていただきたいのですけれど、検討委員会は15名程度のメンバーで設立をし、その人達が考えやすいための資料をコンサルタントさんが提供をし、まとめるという説明に聞こえましたけれど、コンサルタントさんが最初にたたき台を出した上で検討委員会の人達に、その案について検討してもらおうということではないという、その確認をちょっとしたいのです。というのは、コンサルタントさんがたたき台をつくってしまうと、どうしても視野が広がらないといいますかね。御説明の中では全国各地の例をコンサルタントさんが集めて、それを15名のワーキンググループですか、に提供し、そこでもんでもらったものをまとめるとおっしゃいましたけれど、そのちょっと正確な説明、もう一度お願いしたいと思います。

○田村委員長 教育総務課長。

○倍楼教育総務課長 それでは、お答えしてまいります。

まず、LED化の工事についてでございます。今年度につきましても、町長部局といえますか、役場の施設のほうを工事をしておりまして、令和5年度は教育委員会の施設を始めてまいるといってございまして、考え方としては同じで、買取りといえますか、リースではなく、工事として整備をしてみたいというものでございます。

続いて、社会教育施設の改築事業についてでございます。庁内、庁外の検討委員会とコンサルとの関係ということでございます。

私どもは、今、庁内の、副町長はじめとした関係部局の課長で組織する庁内の検討委員会において、いろいろな課題の整理だとか在り方を整理をします。それをコンサルと協議をして形に、書類化していきたいということでございます。そのものを、庁内検討委員会で整備したものを庁外検討委員会のほうに提示をして、御意見をいただくというような流れでございますので、コンサルが主体的につくるのではなく、

庁内の検討委員会のほうで主体的につくって、そのコンサルについては資料の整備のお手伝いをいただくと、いろいろな御意見をいただくとというような形で考えているところでございます。

以上でございます。

○田村委員長 副委員長。

○平松副委員長 今の基本構想の件なのですが、そうすると、ワーキンググループとコンサルさんでまとめたものを町に提出をすると。それに基づいて、そのさっきの話になると思えますけど、その案について、例えば設計だとかの入札をするという流れになるということなのです。これで、例えばコンサルさんを中心に、ずっと実施設計までつながっていくとか、そういうことではないということでしょうか。

○田村委員長 教育総務課長。

○倍楼教育総務課長 形としては、庁内の検討委員会のメインというのは副町長及び関係課長の組織になります。その下にぶら下がるのがワーキンググループということで、係長のグループになりますが、そのコンサルとの関係としては、私ども副町長以下関係課長がメインになってコンサルとやり取りすると。その中で、必要があればワーキンググループの中で議論だとか資料の整理をしますけれども、ワーキンググループとコンサルがやり取りするのではなくて、庁内の検討委員会とコンサル会社と協議をして資料を作っていくという形でございますので、御理解を願いたいと思います。

以上でございます。

○田村委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○田村委員長 質疑を終わります。

教育総務課長、御苦労さまでした。

引き続きまして、学校教育課の審査を行います。

学校教育課長、御苦労さまです。

最初に予算書、説明をお願いいたします。

○柴田学校教育課長 それでは、学校教育課所管の令和5年度予算の御説明をいたします。

共通様式ナンバー1、事業予算名は事務局費(学校教育)です。

令和4年度からの教育支援係新規設置に伴い、事業予算事務局費(教育支援)を新設し、一部予算の項目替えを行っております。

主な増減の理由として、各学校に配置している支援業務に係る会計年度任用職員の人件費2,919万7,000円が、項目替えによる減となったことによるものでございます。

その他は記載のとおりとなっております。

次のページの共通様式ナンバー2、事業予算名は事務局費(教育支援)です。

こちらは新規事業となり、事務局費(学校教育)から教育支援係の新設に伴い、関係する予算を項目替えしたものでございます。皆増となっており、大部分が会計年度任用職員の人件費となっておりますが、おおむね例年通りの考え方で計上しております。

次のページの共通様式ナンバー3、事業予算名は事務局費(臨時交付金事業)です。

こちらは新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業予算でしたが、交付金事業の終了に伴い、皆減で廃事業となっております。

続きまして、共通様式ナンバー4、事業予算名はスクールバス運行費です。

こちらは、おおむね例年通りの考え方で計上となっております。

次のページの共通様式ナンバー5、事業予算名は小学校管理運営費です。

教育支援係の新設による予算の項目替えに伴い、教育振興費(小学校)に残った備品購入費を学校管理費(小学校)に統合し、併せて名称を小学校管理運営費と変更したものでございます。

主な増減の理由として、各小学校の備品購入費600万5,000円が、項目替えにより増となったことによるものでございます。

その他は、記載のとおりとなっております。

次のページの共通様式ナンバー6、事業予算名は児童保健衛生費です。

こちらは、例年通りの考え方で計上となっております。

続きまして、共通様式ナンバー 7、事業予算名は児童就学奨励費です。

こちらは新規事業となり、教育振興費（小学校）から教育支援係の新設に伴い、扶助費を項目替えしたものでございます。皆増となっておりますが、おおむね例年通りの考え方で計上となっております。

続きまして、共通様式ナンバー 8、事業予算名は教育振興費（小学校）です。

教育支援係の新設に伴い、備品購入費を小学校管理運営費へ、扶助費を児童就学奨励費へ項目替えを行っております。

また、使用料及び賃借料につきましては、情報防災課情報管理係へ所管替えを行っており、事業予算は皆減で廃事業となっております。

次のページの共通様式ナンバー 9、事業予算名は中学校管理運営費です。

教育支援係の新設による予算の項目替えに伴い、教育振興費（中学校）に残った備品購入費を学校管理費（中学校）に統合し、併せて名称を中学校管理運営費と変更したものでございます。

主な増減の理由として、各中学生の備品購入費 474万6,000円が項目替えにより増となったことによるものでございます。

その他は、記載のとおりとなっております。

次のページの共通様式ナンバー 10、事業予算名は生徒保健衛生費です。

こちらは、例年通りの考え方で計上となっております。

続きまして、共通様式ナンバー 11、事業予算名は生徒就学奨励費です。

こちらは新規事業となり、教育振興費（中学校）から教育支援係の新設に伴い、扶助費を項目替えしたものでございます。皆増となっておりますが、おおむね例年通りの考え方で計上となっております。

続きまして、共通様式ナンバー 12、事業予算名は教育振興費（中学校）です。

教育支援係の新設に伴い、備品購入費を中学

校管理運営費へ、扶助費を生徒就学奨励費へ項目替えを行っており、事業予算は皆減で廃事業となっております。

次のページの共通様式ナンバー 13、事業予算名は事務局費（学校庶務）です。

教育総務課と学校教育課に課を分けた関係で、事業予算で課が重複していたため様式が漏れており、追加させていただきました。

全体事業予算の内数となっておりますが、主な増減の理由として、隔年で実施している仁木町交流事業補助金 321万8,000円、新規事業として小学校に新入学する児童の学用品の負担軽減を図るため、新入学児童学用品負担軽減補助金 200万円を計上しております。

最後に、追加要求資料の御説明でございます。

学習支援員等の配置についてでございますが、町の会計年度任用職員として、学習支援員、計 11名と特別支援教育支援員、計 10名を記載のとおり各学校へ配置しております。

以上で、学校教育課所管分の令和 5 年度予算説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○田村委員長 これより、質疑を行います。

池田委員。

○池田委員 ナンバー 1 のタブレット端末保険料ということで、このタブレットの保険かけていますけれども、やはり年間、何台ぐらいが保険の対象というか、そういう部分で、壊れたとかそういうことがあったのだろうか。それ、お教えてください。

それから、遊覧船貸切利用料とありますけれども、ナンバー 1 のですね、これっていうのは環境体験授業実施のためということになっていきますけれども、大体対象の学年は何年生からなのでしょう。また、七飯町全校の生徒さんが対象なのでしょう。それをお知らせください。

それから、その下のオンライン支援アプリ使用ということで、これは毎年これだけの料金が発生するという事なのでしょう。それ、お知らせください。

以上です。

○田村委員長 学校教育課長。

○柴田学校教育課長 それでは、お答えしてまいります。

タブレット端末でございますけれども、令和3年度で約26件で、修理費が約56万ほどかかっております。令和4年度に対しては、今まだ途中なのですけれども、2月いっぱいまで今、処理が完了している部分で、約33台ほどかかっておりますので、やはり年間通しますと30台前後かかってくる感じかなというところでございます。

遊覧船貸切事業につきましてですが、こちらのほうは環境各種の、令和5年度より新たに始めてまいりたいということで予算計上させていただいたところでございます。想定といたしましては、まず大沼岳陽学校、こちらのほうで全校生徒対象、ほか中学校として大中山中学校、あと七飯中学校でそれぞれ1学年分の予算を計上しておりますけれども、実際、どの学年を遊覧船事業に実施するかというのは、その辺は学校さんに任せておりますので、一応各中学校に1学年分を予算計上しているというところでございます。

次に、オンライン支援のアプリの使用料でございますけれども、こちらのほうはいわゆるタブレット端末で使うアプリケーションの使用料になりまして、これは、考え方としては、年間1年ごとにこの金額がかかってくるという形になってございます。

以上です。

○田村委員長 ほかに。

上野委員。

○上野委員 学習指導員の資料を出していただきまして、ありがとうございます。

今回の資料の中で、この学習指導員云々という形で詳しく書いてある部分がありませんけれども、基本的にここの中で、会計年度任用職員の講習という形で2,663万7,000円という金額が計上されておりますが、これは、ほぼこういった学習指導員の報酬が充てられているのかどうか、それについてまず1点お伺いた

します。

それから、ここで見られた資料を見ますと、各学年1名から2名というような状況の配置になっているということなのですが、これは学校の人数に応じた配置になっているのかどうか。人数の多い学校は多いような感じはするのですけれども、その辺について、そういう基準が設けられて、何人には1人とか、そういうものがあるのかどうか。

それから、特別支援員の場合はそれに当てはまらないような基準でやっているように見えるのですが、その基準はどういうふうになっているのか、その辺についてちょっとお伺いします。

○田村委員長 学校教育課長。

○柴田学校教育課長 それでは、お答えしてまいります。

まず、会計年度任用職員報酬でございますけれども、議員おっしゃったとおり、こちらのほうの報酬は、先ほど追加要求資料で提出いたしました学習支援員11名と、あと特別支援10名、計21名の人件費となっております。

学校への配置基準でございますけれども、まず学習支援員のほうは、こちらはクラスの中で授業を行うときに、例えばサポートが必要だったり、そういったことを踏まえて、学校のほうで、こういった形で学習支援員を配置したいというような申請書が、学校のほうから教育委員会のほうに提出が、要望がございます。そちらのほうで、どの教科に使いますとか、どういう内容で使いますとかというものございまして、そういった申請書を基に、こちらのほうで人数を配置させていただいているところでございます。

特別支援、教育支援員のほうは、これはいわゆる通常学級の中に特別な配慮が必要な、行動的なものであるとか、そういったものにサポートが必要な子ども達がございます。こちらにつきましては、こちら各学校のほうからこの人数のほう、教育委員会のほうに申請上げてきますので、その人数に応じて、各学校さんのほうに配置させていただいているところでございま

す。

以上でございます。

○田村委員長 上野委員。

○上野委員 特別支援の場合は、学校のほうからその児童の状況に応じて要請があって、人数が配置されているということなのですが、この学級支援員のほうは、例えば峠下小学校であれば1名とか、そういう人数になっておりますけど、こうした学習支援員は、クラスでいえば相当な対象者がいる中で1名という状況があるのではないかと思うのですが、その辺の支援員の役割というのはどんな感じになっていますか。

○田村委員長 学校教育課長。

○柴田学校教育課長 学習支援員の役割でございますけれども、こちらのほうは、やはり授業のサポートが主になってございます。先生が授業を行う中で、いろいろな作業や指示、もしくは問題を解くとかそういったことがございます。そんな中で、分からない、戸惑い、あとは困り感、そういったものがある児童のサポートということで、指示したり補助したり、そういった形での活動しております。

私も学校のほうに、その様子何回か見させていただいておりますけれども、あと、授業だけでなく休み時間とかもコミュニケーションとったりとか、そういった形で児童をサポートしているというような状況でございますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○田村委員長 上野委員。

○上野委員 支援員の担う学童の数というのは相当な数になって、今の状況で本当に十分足りているのかどうか、そういった点でいえば、特別支援員のように、その学校の実態に応じた人数配置というのはしかるべきではないかと思うのですが、その辺について、そういう必要性とこの感じを感ずられるかどうか、ちょっと。

○田村委員長 学校教育課長。

○柴田学校教育課長 私ども、学校からの困り感は聞いてございます。やはり大規模校なれば、児童数は多くなりますので、当然、人数が多いほうが助かるというような声も聞いており

ます。ただ、こちらのほうもなかなか人件費の関係で、簡単にそういったことで人を増やす方法には、なかなか予算の関係もあり難しいなというところで、私どもも学校などの様子も見ながら、人数配置に苦心しているところでございます。

ただ、こういった形で動ける、いわゆる先生と違う立場で子どもを支える立場として動ける人材というのは、やはり学校にとっては大変有用だということで、小規模校にもこういう形で1名とかいう形で、単純に人数ではなく、配置にさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○田村委員長 ほかに、質疑ございませんか。

畑中委員。

○畑中委員 ナンバー7について。児童就学奨励費、今年度712万5,000円ですか、この額が計上されているわけですがけれども、こういった準用法に関する、こうした扶助費について、例えばコロナが今収まろうとしておりますけれども、このコロナ始まってから、やはり経済状況が悪いというふうに聞いておりますから、どうなのでしょう、例えば全体的な生徒数の中で、こうした準用法の割合というのが年々変化、その変化というのは増えているものなのか、どうなのでしょうか。

それともう一つは、この準用法に判定される基準と申しますか、それは学校長が、例えば書類とかそういうのを提出されて判定するものか、それとも教育委員会のほうでこうしたものを判定するのか、その辺についてお尋ねします。

○田村委員長 学校教育課長。

○柴田学校教育課長 それでは、お答えしてまいります。

準用方法についてですけれども、割合的なもので言えば、令和4年度につきましては、小学校で約10.8%、中学校のほうで約11.7%といったところでございます。

基準の、年々増えているかということに関しては、認定基準が変わった関係での減はございましたが、基本的には、例年からいくと児童生

徒数が増減、若干減少しながら増えたり減ったりという状況でございますけれども、それに応じてというところで感じておりますので、特段に増えた減ったという感じは、現在のところ私どものほうは認識しておりません。

ただ、コロナ禍については、認定理由の中にコロナによって生活が苦しいという話も、そちらのほうは申請内容に含まれておりますので、そういった方々は含まれているというふうに判断しております。

こちらのほうの基準でございますけれども、こちらのほうは世帯の準用方法の算定額というものを、生活保護法の保護基準法により算出しております。生活保護世帯の授与額の1.3倍以下、それの以下の世帯、生活保護基準の1.3倍以下の世帯で、教育委員会のほうで補助を認められたものとなっております。

こちらのほうは、申請は保護者のほうが学校を通じて提出いたします。学校のほうでは、まず1回学校のほうで中を見て、学校長の意見を付して私どもに提出されます。そちらのほうで、私どものほうで書類の金額ですとかそういった審査をいたしまして、あと民生委員さんの意見を踏まえて、最終的に決定するというような流れになってございますので、御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○田村委員長 ほかに。

若山委員。

○若山委員 まず、同僚議員とだぶるところもありますけれども、ナンバー1のところの教育費の中の事務局費（学校教育）1,933万1,000円の中の、先ほども出ました役務費のところのタブレット端末保険料148万8,000円ということで、同僚議員のほうからどのぐらいの保険を使った事故があったのかというあれがあったのですけれども、具体的にこれ、どんな壊れ方というのですか、修理しなければいけない内容というのですか。生徒の使い方が悪くてとかということで、保険があるので、生徒を責めたり、あるいは修理している間、別の端末機を使う、そういうような、生徒が困らないよ

うな状況になっているのかどうかのところを、ちょっと教えてください。

それと、同じナンバー1のところ、また使用料及び賃借料ということで259万5,000円のうちの遊覧船貸切利用料59万4,000円ということで上がっていて、説明の中に環境体験授業実施のためとあるのですけれども、これ環境体験授業というのは既に今も行われていて、そのメニューの中に今回、遊覧船で大沼を体験するというようなことがあるのか、今回新たに環境体験授業というのをやっていくというような内容なのかどうか。

それと、環境体験授業というのは、このほかにどのようなことをやるのかどうかというの、ちょっと今のあれでいくと、中学生が対象のようなのですけれども、そこのところちょっと教えてください。

それと、ナンバー8のところ、事業が廃止されているのですけれども、教育振興費（小学校）ということで、使用料及び賃借料が684万7,000円あったのが、情報防災課のほうに所管を変えたというふうになっているのですけれども、これってあれなのですか、情報防災課の説明のところでも載っていたのですけれども、この教育委員会関係から移してしまおうということについて、何か問題とかないのかどうか。ただ支払とか、そういうようなことだけなので関係ないのかどうか、そこのところをちょっと確認させてください。

以上です。

○田村委員長 学校教育課長。

○柴田学校教育課長 それでは、お答えしてまいります。

まず、タブレットの破損状況でございますけれども、こちらは基本様々でございます。単純に物理的に、例えば線の断線ですとか、あと液晶が映らなくなったですとか立ち上がらなくなったとか、これはもう単純に、あと落としたというのもございますけれども、様々な物理的要因や機械的な要因で壊れているような状況でございます。

こちらのほうにつきましては、予備機を学校

のほうにお渡ししておりますので、基本的にはそちらのほうを利用して、私どもに故障した端末が来るような流れになっていますので、児童生徒さんに困ることのないような体制をとっているところでございます。

次に、遊覧船についてでございますけれども、こちらの環境体験授業が実施しているものなのか、それとも新たなものかという話でございますけれども、こちらのほうは遊覧船を利用した環境体験授業というのは初めてなところでございます。これまで大沼岳陽学校さんとかで、子ども達が遊覧船乗ったりというのはしておりましたが、今回の授業に関しましては、遊覧船を使って、例えば透明度を測ったり、検査機器がありますので、例えば水質の関係ですね、中のプランクトンを見たりとか、そういったことを環境体験授業として行いたい、そういったことで大沼を知っていただく、そして、できれば大沼地区以外の七飯町のこちら本町ですとか、大中山地区の子ども達にも、まず大沼を知っていただきたいということで、今回予算づけをさせていただいたところでございます。そういったところで、こういった形での実施は初めてさせていただくところでございます。

ほか、環境体験授業をしているのかというところでございますけれども、議会の一般質問の答弁でもしておりますように、今、総合的な学習の時間のほうで、いわゆる環境授業というのは実施されております、それは様々なメニューがございますので、例えば駒ヶ岳登山もそうですし、地域のいろいろなところに、ものを見たり、ボランティア活動をしたり、そういったことも踏まえていろいろな形で、今、各学校さん取り組んでまいりますので、最終的にはそれは環境学習、環境を知る、そして七飯町を知ることということで、各学校取り組んでいるというところでございます。

予算的なものにつきましては、ちょっと今回計上させている部分でございますけれども、計上されていない部分ではそのような形で行われているというところでございます。

そしてタブレット、ナンバー8のところでご

ざいますけれども、こちらのほうは従来より七飯町のほうで、いわゆるパソコン教室という形で、学校での授業、パソコン使って行っておりました。こういったものを、サーバーとかも含めて学校のほうに整備しておりましたけれども、今回の国の事業によるタブレット端末の1人1台端末の設置に伴って、こちらのほうが付与となったもので、こちらのほう、単純に端末だけでなくサーバーとかそういったものも含めておりますので、そういったものを情報管理系のほうに所管を移してということで、特にこちらのほうで問題とかいうものは発生しないということで御理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○田村委員長 ほかに。

副委員長。

○平松副委員長 1問だけ、お願いしたいと思っております。

ナンバー1の使用料及び賃借料259万5,000円の中に、Wi-Fiルーター借上料というのがあって、これは教育支援へ項目替えというふうに書いてますが、項目替えをしたところはこの項目はないのですけれども、結局、借上げを予定していた7万6,000円というのは、もう使わないということで処理されているので項目が上がっていないということなのでしょうか。

お聞きしたい中身は、ルーターを貸し出すというふうに民文で質問したときに答弁されてまして、実質、私の一般質問に対しては5件ほどルーターの貸出しがあったが、ほとんどが皆さん契約をされて、ルーター使っていないということで説明を受けたのですが。

Wi-Fiルーターを貸し出そうとしたということはあったのですよね、7万6,000円の予算組んで。今年度は、それはゼロという予算と解釈してよろしいのですか。

○田村委員長 暫時休憩いたします。

午前11時01分 休憩

午前11時13分 再開

○田村委員長 それでは、休憩前に引き続き再

開いたします。

畑中委員、着席願います。

それでは、副委員長の質問に対する答弁から入ります。

学校教育課長。

○柴田学校教育課長 それでは、お答えしてまいります。

こちらのルーター借上料についてでございますけれども、いわゆる保護者向けのものではございません。こちらのほうは鶴野小学校のほうに、今、不登校の子どもをそこで学習させるレインボーというものを設置してございます。こちらのほうのWi-Fi環境を整えるための設置したものでございます。

こちらのほう、教育支援事務局費の（教育支援）のほうに移してまいりましたが、こちらのほう内容、借上料というよりは実態として通信料だったものですから、通信料のほうに入れてございますので、Wi-Fiルーターの借上料という形では、こちらのほう、ない形になっております。

以上でございます。

○田村委員長 ほかに、質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○田村委員長 ないようですので、質疑を終わります。

学校教育課長、御苦労さまでした。

引き続き、生涯教育課の審査を行います。

生涯教育課長、御苦労さまでございます。

早速、予算について説明願います。

○田村委員長 生涯教育課長。

○竹内生涯教育課長 それでは、生涯教育課令和5年度当初予算について御説明を申し上げます。

共通様式ナンバー1は、事業予算名、社会教育総務費です。

こちらは、例年と大きな変更はなく、記載のとおりとなっております。

次にナンバー2、生涯学習事業費です。

今年度は大中山老人大学が30周年を迎えることから、記念品代や記念誌印刷代などにより増額となっております。そのほかは、例年と大

きな変更はなく、記載のとおりとなっております。

次のページになります。

ナンバー3、町内会館振興費です。

旧東大沼駅前会館解体、川尻振興会屋根改修工事など、補助事業の完了により、合わせて284万2,000円の減額、そのほか例年と変更はなく、記載のとおりとなっております。

続きましてナンバー4、公用車管理費です。

こちらは例年と大きな変更はなく、記載のとおりとなっております。

次にナンバー5、文化振興費。

こちらにつきましても例年と大きな変更はなく、記載のとおりとなっております。

次のページになります。

ナンバー6、図書室管理費です。

こちら例年と大きな変更はなく、記載のとおりとなっております。

次にナンバー7、公民館管理費です。

今年度は藤城公民館LED化のための改修工事費として188万1,000円を計上していることから、増額となっております。そのほかにつきましては例年と大きな変更はなく、記載のとおりとなっております。

次のページになります。

ナンバー8、文化センター管理費でございます。

予算増額の主な要因としまして、委託料におきまして、施設清掃業務や設備運転業務などで、昨今の物価上昇、また人件費の上昇に伴い、契約更新時に値上がりが見込まれることから、委託料で269万9,000円の増加、工事請負費ではホール吊物制御盤、操作盤の改修工事、こちら工事箇所が小ホールから大ホールへと変更することに伴い、工事規模が大きくなることから、またそれ以外に今年度、高圧気中開閉器の交換工事費、こちら計上していることから、工事請負費で555万3,000円の増加となっております。そのほか例年と大きな変更はなく、記載のとおりとなっております。

次のページになります。

ナンバー9、大中山校門管理費です。

工事請負費にて、工事完了のため高圧気中開閉器交換工事費で155万9,000円の減、新たに計上しました大中山校門LED化のための改修工事費として1,265万円の増、工事請負費全体で1,149万1,000円の増加。こちら、そのほかにつきましては例年と大きな変更はなく、記載のとおりとなっております。

次のページになります。

ナンバー10、大沼婦人会館管理費です。

こちら高圧気中開閉器交換工事、こちらが終了したことから、工事請負費で115万9,000円の減となっており、そのほかにつきましては例年と大きな変更はなく、記載のとおりとなっております。

次のページになります。

ナンバー11、社会教育施設管理費でございます。

予算減額の主な要因としまして、委託料でこれまで予算計上しておりました振興会館等の施設の除雪委託料が、スポーツ振興課所管の体育施設管理費、こちらの委託料に統合されたことから113万円の減額、備品購入費は今年度予算計上がないため51万9,000円の減、そのほかにつきましては例年と大きな変更はなく、記載のとおりとなっております。

次のページになります。

ナンバー12、文化財保護費でございます。

こちら、収蔵文化財資料の修繕完了により、需用費で62万6,000円の減、そのほかにつきましては例年と変更はなく、記載のとおりとなっております。

次のページでございます。

ナンバー13、歴史館管理費です。

工事請負費で屋上防水改修工事、また、常設展示模型照明器具の交換工事がそれぞれ完了したことから、合わせて640万2,000円の減額。そのほかは例年と大きな変更はなく、記載のとおりとなっております。

生涯教育課所管分の予算資料の説明については以上でございます。

○田村委員長 これより、質疑を行います。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○田村委員長 質疑を終わります。

生涯教育課長、御苦労さまでした。

ありがとうございます。

それでは、暫時休憩いたします。

午前11時21分 休憩

午前11時28分 再開

○田村委員長 それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

スポーツ振興課の審査を行います。

スポーツ振興課長、御苦労さまでございます。

早速、予算書について及び追加資料の説明について、よろしく願いいたします。

○高橋スポーツ振興課長 それでは、スポーツ振興課所管の当初予算について、御説明申し上げます。

ナンバー1は、スポーツ振興総務費です。

日本スポーツ少年団指導者制度が改定となり、新たな制度では、各少年団の指導者は4年に1度、日本スポーツ少年団の公認資格を公認することとなります。その更新費用の一部を助成するため補助金が増額しておりますが、その他は従前と大きな変更はなく、記載のとおりでございます。

次に、ナンバー2はスポーツ合宿誘致費です。

陸上合宿数は2チーム増加し、8チーム分を予算計上したところです。及び昨年度、コロナ禍のため当初予算を見送ったサッカーチームへの合宿誘致分の予算を計上したため、旅費及び自動車借上料が増加しております。また、全日本実業団対抗陸上選手権大会の会場において、北斗市と折半して合宿誘致PR用ブースを設置するため広告料が増加しておりますが、その他は従前と大きな変更はなく、記載のとおりでございます。

次に、ナンバー3は体育施設公用車管理費です。

スポーツ振興課で所管する普通乗用車と2トントラックのうち、普通乗用車の車検が今年度

終了したため、自動車修繕料や自動車損害保険料などが減額となっております。

また、昨年度に普通乗用車と2トントラックのスタッドレスタイヤを購入したため消耗品が減額となっておりますが、その他は従前と大きな変更はなく、記載のとおりです。

次に、ナンバー4は体育施設管理費です。

東大沼多目的グラウンド、トルナーレを民間委託するため委託料が増額となっております。大中山地域体育館については、アリーナ照明をLED化にするため工事費が増額となっております。

また、スポーツセンターの施設の暖房用として使用する、重油を燃料とする蒸気ボイラーが、老朽化により蒸気管が腐食し、蒸気漏れを起こしていることから、施設暖房の一部を灯油を燃料とするFFストーブに変更するため、工事費及び灯油代を増額し、重油代が減額となっております。

その他、令和4年度に作業用スポーツトラックを購入済みのため、減額となっておりますが、その他は従前と大きな変更はなく、記載のとおりです。

次にナンバー5、パークゴルフ指定管理費です。

パークゴルフ場指定管理費の積算見直しにより、委託料が増額となっております。

また、本町パークゴルフ場のスタートマット6枚を更新するため備品購入費が増額となっておりますが、その他は従前と大きな変更はなく、記載のとおりです。

次に、追加資料について御説明申し上げます。

1点目の、社会体育施設等管理業務委託の仕様書案ですが、詳細な仕様書については現在精査中ですので、今できる範囲での仕様書案となっておりますので、御了承願いたいと思います。

1ページ目は、委託する四つの業務の概要となっております。

(1)として、東大沼多目的グラウンド維持管理業務ですが、業務内容としては、トルナー

レのピッチ芝刈りや散水等の業務でございます。

(2)町内教育施設等草刈り業務ですが、業務内容としては、公共施設8か所の草刈りでございます。

(3)として、町内教育施設等剪定及び支障木伐採等業務ですが、業務内容としましては、公共施設13か所の剪定及び支障木の伐採でございます。

(4)としまして、町内教育施設等除排雪業務ですが、業務内容としては、公共施設27か所の除排雪業務でございます。

次に、2ページ目は先ほど説明しました、東大沼多目的グラウンド維持管理業務の詳細説明となっております。

(1)として、ピッチ等及び補助維持管理として、1から7番目の業務を行います。

(2)として、施設維持管理として、1、2の業務を行います。

(3)としましては、施設維持管理について、1、2の業務を行います。

次に、2点目の東大沼多目的グラウンド利用実績(団体数や人数)ですが、3ページを御覧願います。

令和元年度から令和4年度までの4年分の東大沼多目的グラウンドのトルナーレの利用実績となっております。

年度ごとに使用日数、使用件数、使用人数、観客数を記載し、備考欄にはその年の主な大会や、勃発的な事項について記載しております。

なお、令和元年度につきましては、コロナ禍前直近の実績ということで報告させていただきます。

スポーツ振興課所管の説明は以上でございます。

○田村委員長 これより、質疑を行います。

若山委員。

○若山委員 まず、共通様式ナンバー2のところでございますと、スポーツ合宿事業費565万6,000円計上されているうちの使用料及び賃借料ということで405万5,000円、自動車借上料405万5,000円ということで、29

9万8,000円増額になっているのですけれども、この理由が先ほど陸上合宿チーム数の増加ということで、2チーム増加で8チームを予定しているということなのですから、これは既に予約とか何か入っていて確定しているものなのか、これから多くなってもいいようにあれなのか、これだけやりたいという、そういう目標なのか、そこを具体的にちょっと教えていただければと思います。

それと、ナンバー4のところ、体育施設管理費8,381万7,000円上がっていて、委託料のところ資料も要求して出てきています、社会体育施設等管理委託料2,562万9,000円ということで、これについてはトルナーレ等委託ということで、その他いろいろな場所があるのですけれども、今もらった仕様書のこれを見ると、委託する業者、入札で決まるといふことなのですから、芝の管理について、より注意してくれとか、そういう通常の委託契約だけではなくて、特別な委託内容を入れるとか損害賠償だとか、そういう何かあったときの対応とか、特別なやり取りをきちんと残すということで、芝の管理について、今までと同じような維持ができるようにするために、委託内容について、もう少し踏み込んだ、精神規定になるかもしれないのですけれども、その辺のところのやり取りというのは想定されているのかどうかですね。それとも、通常の委託でこれをやればいい、芝刈りをすればいい、何をすればいいという、ただそれだけの契約なのかどうか、そこをちょっとお知らせください。

○田村委員長 スポーツ振興課長。

○高橋スポーツ振興課長 それでは、随時お答えいたします。

スポーツ合宿の陸上チームですが、8チームにつきましては現在も連絡があるチームでございます。今後、増えた場合につきましては、また補正等で対応させていただきたいというふうに考えております。

続きまして、芝の管理についてでございますが、今いる職員がしっかり芝の管理マニュアル

等を設置して、随時、芝の管理について指導してまいりますので、議員がおっしゃるところまでは、今、検討、精査しているところでございます。

以上でございます。

○田村委員長 ほかに、質疑ございませんか。

横田委員。

○横田委員 今と同じところなのですから、ここで今、仕様説明と出てきて、金額が2,562万9,000円、これの内訳というのはどういうふうになっているのかというのが1点と、これってあくまでも、委託業者というのは法人なのか個人なのか、個人の人何人が集まってやるというやり方するのか、法人に1社で出すというやり方するのか、どういうふうな関係で。

あと、実際にこの東大沼の動いているのを、使用日数というのが40日と、これ実際に使用した日数であって、実際に動かす月というのは、いつから始まっていつまでというふうな予定でいるのかを、ちょっと教えていただきたいなと思います。ですから、この(1)から(4)の積算根拠ということですので、お願いします。

○田村委員長 スポーツ振興課長。

○高橋スポーツ振興課長 お時間取らせて申し訳ございません。

まず、委託料の積算の根拠でございますが、トルナーレの委託については労務費等の、人件費を主に考えておりまして、4月から11月までの8か月のうち、7か月分をトルナーレの維持管理の人件費ということで考えてございます。

次に、草刈り等でございますが、夏期3か月のうち1か月分を、人件費を労務費として積算してございます。

続きまして、剪定、支障木伐採ですが、こちらのほうも年間のうちの1か月分を、剪定期間ということで、人件費として積算しております。

除雪につきましては、12月から3月までの4か月のうち、3か月間というのを除雪として

おりまして、こちらは人件費ということではなくて、土木の除雪単価と一緒に、タイヤショベルの1回当たりの除雪単価を用いて計算してございます。

委託先につきましては、町内の法人、造園業者3社での入札を予定してございます。

以上です。

○田村委員長 横田委員。

○横田委員 委員長、申し訳ないのですけれども、僕言っているのはちょっと勘違いなのかどうか分からないのですけれども、さっきのナンバー4の委託料の中の一番下の社会体育施設等の管理委託料というのと、今いただいたこの追加資料というのは同じものですよ。結局、この2,569万9,000円と出たので、それってどういうふうに分けて出ているのというのを聞きたかったですよ。それを教えてほしい。

それから、これというのは人件費ばかりですよというふうに出てきているけれども、地元の造園屋さんをお願いしたいといった場合には、いろいろな機械とかというのを持ち込みで出てきたり何だりしてきている中、人件費のみということはあるのではないのかと思うのですよね。当然、手作業する、全部手でやるわけではないから、そうではないかと思うので。人件費というようなもので言うならば、例えばトルナーレは元々あるものだから、そこに人だけが行って、こういうふうに指導を受けて、こういうふうにやってくださいよというのだったら分かる。でも、②③④については、当然、やはりそういうものもあるから、それを使ってくださいって、町の例えば除雪機を使ってくださいよとか、町の剪定物を使ってくださいよとか、そういうふうになるのかどうかということですよ。

ですから、一番分からないのは、2,500万でそれが人件費というのだったら、これ何人でやって何人そこに人かけて行ってるのだということだと思うのですよ。人かけて行くのだから、これってもっと膨らむのではないのかというふうに私は思うし、今の説明でいくならば、トルナーレが大体4月から11月までですよ。

それから、2番目のやつが、3か月のうちに1か月分ですよとか。3か月のうち1か月分というのはどういう意味を言っているのか、実質労働、その仕事に入る、そういう意味で1か月分なのか、延べで1か月になるということを行っているのかというのはあると思うので、その辺もう1回お願いします。

○田村委員長 スポーツ振興課長。

○高橋スポーツ振興課長 すみません、説明が足りなくて申し訳ございません。

まず、2番目の草刈り業務でございますが、草刈り業務につきましては、夏期3か月のうち1か月と言ったのは、トルナーレが開設して、その中で併用できる期間というか、その中で移動して、夏期の期間にやるということで、実際は3か月ですけれども、草刈り等につきましては、箇所によりましては、1回から3回の草刈り等になりますので、そういう意味で、トータルした日数を足していったら大体1か月程度というふうに計算しております。

2番目の草刈り業務と、3番目の剪定、支障木につきましては、大変申し訳ございません、人件費だけではなくて、諸経費もそこは見えてまして、そこにつきましては、機械だとか運搬料だとか燃料費だとかという諸経費も見ております。剪定、支障木も同じでございますが、その他に薬剤だとか、そういう部分も見ております。

一番最初のトルナーレに戻りますけれども、トルナーレにつきましては、備品を貸与というふうに考えております。葉等の調達につきましてはスポーツ課のほうで行って、今いる会計年度任用職員が指導の下、それをまいていただくというような設計で考えております。

○田村委員長 横田委員。

○横田委員 業務で、これはカウントになるのですか。大丈夫ですか。

四つのこの業務の、内訳って、例えば東大沼の多目的については幾ら幾らですよという数字を聞きかけたのですけれども、そこをお願いします。

○田村委員長 スポーツ振興課長、再答弁お願

いします。

○高橋スポーツ振興課長 申し訳ございません、私の認識不足で。申し訳ございませんでした。

それでは、再答弁させていただきます。

トルナトーレの芝管理につきましては、一応予算の計上、積算額としては1,358万8,000円の積算でございます。草刈り業務につきましては193万3,000円、剪定、支障木伐採等につきましては200万5,000円、除雪機につきましては801万5,000円の積算でございます。

以上です。

○田村委員長 横田委員。

○横田委員 結局、今回のこれっていうのは、トルナーレのところを委託業務にするよということが主なことで、そこ終わったときに、仕事なくなるの困るからといって、この2番、3番、4番の仕事をつけたということの考え方で、それも今まで町営でやっていたとか町の職員がやっていたとか、そういうものがあつたから、それを一緒につけて、年間で受けたところが仕事が回るよという意味でつけたという考え方でよろしいですか。

○田村委員長 スポーツ振興課長。

○高橋スポーツ振興課長 トルナーレの年間雇用の考え方でいきますと、直営の場合もそうなのですが、どうしてもトルナーレの期間限定になりますと、これまでも集まらないといえますか、募集しても応募にない状況です。応募があつた場合も、冬期間民間のほうに委託して、翌年そのままその民間会社で働いてしまつたりして、翌年度来ていただけないと、そういうような状況が続いておりましたので、やはり年間雇用をして技術者を育てるといいますか、来年度も来て、引き続き芝の管理をしていただけるように、こういうような契約を取らせていただきました。

以上です。

○田村委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○田村委員長 これで、質疑を終わります。

スポーツ振興課長、御苦労さまでした。

引き続き、学校給食センターの審査を行います。

学校給食センター長、御苦労さまでございます。

早速、予算書の説明をお願いいたします。

○福永学校給食センター長 それでは、学校給食センター予算について、共通様式に基づいて御説明いたします。

事業ナンバー1、事業予算名は学校給食センター運営費でございます。

本年度予算額は1億6,264万4,000円で、前年比410万円の増となっております。

特定財源は記載のとおりでございます。

これより、増減の大きなものを御説明いたします。また、役務費委託料にHACCPの更新関連の事業がございますが、更新は3年ごととなっております。

それでは、御説明いたします。

需用費は389万5,000円の増で、主な要因は、燃料費が88万6,000円の増、光熱水費が163万4,000円の増、修繕料が124万9,000円の増などでございます。

役務費は22万5,000円の増で、3年ごとに更新のHACCPの更新手数料の増などがございます。

委託料は214万9,000円の増で、主な要因として、米飯保温食缶洗浄殺菌委託料が57万4,000円の増、HACCP認証衛生指導委託料として16万5,000円の増、学校給食調理業務委託料が92万4,000円の増、給湯ボイラー保守点検業務委託料が26万3,000円の増、地下重油タンク漏えい検査委託料が10万円の増などがございます。

使用料及び賃借料は13万2,000円の減で、主な要因は自動車借上料が13万1,000円の減でございます。

備品購入費は63万3,000円の減で、6月補正にて購入したフードコンテナの購入が完了したためでございます。

負担金補助及び交付金は200万円の減で、国の新型コロナウイルス感染症対策対応地方創

生臨時交付金である学校給食安定事業補助事業が終了したためでございます。

扶助費は64万9,000円の増で、準要保護児童生徒給食扶助費が55万6,000円の減、多子世帯児童生徒給食扶助費が120万5,000円の増でございます。

以上、簡単ではございますが、令和5年度予算の説明でございます。

○田村委員長 これより、質疑を行います。

若山委員。

○田村委員長 若山委員。

○若山委員 ナンバー1のところで、学校給食センター運営費1億6,264万4,000円のうちの負担金、補助金、交付金関係のところで、200万円減ということで、学校給食安定事業補助金が事業終了のためということになつてはいるのですけれども、値上げとかというのは今現在も何か継続しているような感じで、さらに厳しくなっているような感じがあるのですけれども、今現在の給食費の値段で、同じようなレベルを提供するとかというのは可能なのですか。後半部分で200万入れてやっと対応ができたというあれがあるのですけれども。新年度、同じ値段でそのままやるような工夫とか、そういうのはできているのでしょうか。できれば、僕としては町が同じような形で幾らか補助をして、値上げしないような形にしていただければ一番いいのかなとは思っているのですけれども。その辺のところ、ちょっと教えてください。

○田村委員長 学校給食センター長。

○福永学校給食センター長 今、議員のおっしゃる御質問ですが、同じ給食が提供できているのかと言われると非常に厳しい状況ではございますが、一般質問でも御答弁したとおり食材の、例えば安いところをできる限り探しつつだとか、いろいろメニュー自体を工夫するだとか、そういったようなことで対応していくというような考え方でございます。

また、この200万円の部分が国の臨時交付金ということで、令和4年度のみのものでございますけれども、今、2月10日に、全国都道

府県教育委員会連合会が学校給食費への支援の継続を求める緊急要望書を、内閣府特命大臣と文部科学大臣に提出したというような報道もございまして、ですので、そういったような状況を見ながら、またそういったような交付金ですとか、交付金がつくようであれば財政当局とも相談しながら事業を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解願います。

以上です。

○田村委員長 若山委員。

○若山委員 今、新しい情報で、国のほうに支援の継続とか何か別の形での支援だとか、物価対策とかありますからね、要望しているということなのですが、それってあれなのですか、いつ頃結論出るといふか、判断する材料として、いつ頃をめどに、4月入ってすぐなのかどうかとか、そのところでどんな感じなのかどうかというか。

努力して、違う安い材料で同じような味を出せるようなことを工夫されているようなのですが、この物価高というのは非常にもう、そういう安いものを選んで対応できないほどの物価高だというような印象があるので、そのところをどのようなタイミングで検討される予定なのかどうかですね。もちろん値上げも選択肢としてあり得るようなニュアンスなのですが、そのところをちょっと、いつ頃までというようなあれがあるのでしょうか。教えてください。

○田村委員長 暫時休憩いたします。

午前11時58分 休憩

午後0時56分 再開

○田村委員長 早いですけれども、休憩前に引き続き再開いたします。

若山委員の質疑の答弁から入ります。

学校給食センター長。

○田村委員長 学校給食センター長。

○福永学校給食センター長 それでは、まず1点目の要望書の関係でございますけれども、こちらのほうは、2月10日に要望書を提出したというような情報以降はこちらのほうにも入っ

てきてはおりませんので、ちょっとうちのほうではそれ以降の情報についてはまだ把握しておりません。

また、値上げの検討はいつ頃かというような御質問でしたけれども、こちらのほう、また今後の社会情勢等によっても、その都度その都度、給食費が適正なのかというようなことも含めて、随時検討はしていかなければ駄目なものだと思いますけれども、その時期その時期で適切に判断していきたいと思っておりますので、御理解願います。

以上でございます。

○田村委員長 それ以外、質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○田村委員長 それでは、質疑を終わります。

学校給食センター長、御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午後0時58分 休憩

午後0時58分 再開

○田村委員長 それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

以上で、議案第2号から議案第7号まで、全ての説明と質疑は終了いたしました。

次に、町長への総括質疑について、皆さんの御意見をいただきたいと思っております。

若山委員。

○若山委員 報告書の作成の関係もありますし、説明受けた中で担当課長の説明が不十分だったなと思われるところもありましたので、町長総括質疑はぜひ行っていただきたいというふうに考えます。

以上です。

○田村委員長 ほかに、ございませんか。

横田委員。

○横田委員 今、若山さん言ったのは、何について町長に聞きたいのかというのを聞かないと、いいとか悪いとかって判断できないのではないかと思うのです。

○田村委員長 それではまず、必要だという、若山委員のほうから出ましたけれども、質疑を

するという前提、あるいは若山委員の内容を聞いて、決めていくということになるかと思えますけれども。

まず、若山委員のほうから、具体的にどういったような内容を総括質疑として出していくのか、そこら辺をまず出していきたいと思えます。

若山委員。

○若山委員 すみません、まず、やるかやらないかを決めて、やるとしたらその中身をどうするかというふうになると思ったので、やっていただきたいという意見だけを述べましたけれども。

それでは、僕が自分で考える総括質疑のテーマについて、幾つか考えている内容について説明させていただきます。

まず、すみません、順不同でよろしいでしょうか。説明の順番とか、そういうの関係なく、幾つか述べていきますので、よろしく願います。

まず、1点目はトルナーレの管理委託について、スポーツ振興課についてです。10款教育費保健体育費保健体育総務費委託料社会体育施設等管理委託料2,562万9,000円についてです。トルナーレの天然芝の管理が外部委託で大丈夫かと。従来の委託契約では、維持が担保されるのかどうか、そこのところについて、大丈夫だということを町長に確認したいというふうに思います。

2点目は、ふるさと納税事業の歳入見込額についてです。商工労働観光課です。17款寄附金ふるさと納税寄附金のところで、1節ふるさと納税寄附金1億1,000万円です。増額見込みとなっているのですが、増額する手法等について、担当課からの十分な説明が残念ながら聞かれませんでした。町長はどのような戦略を持っているのか、そこを確認したいというふうに思います。

3点目として、社会資本整備総合交付金事業(道路)について、土木課です。08土木費02道路橋りょう費02道路橋りょう新設改良費、社会資本整備総合交付金事業費(道路)1

億4,130万円の内容についてですけれども、峠下4号線を取り上げる理由、必要性等について、担当課から十分な説明が聞かれませんでした。町長はどのように考えているのかというところを聞きたいと思います。

4点目として、ゲートキーパー研修についてです。健康推進課、04衛生費01保健衛生費02予防費、報償費、需用費で合わせて6万円の予算についてです。施政方針にも記載されている新規事業でありますけれども、担当課の説明では、予算も推進策も検討が不十分なように見受けられました。町長はどのように考えているのか確認したいなと思います。

5点目は、健康センター、アップル温泉について、福祉課です。04衛生費01保健衛生費06保健センター管理費、総額5,977万2,000円。予算総額5,977万2,000円に対して、特定財源の合計が3,098万円で、大幅な持ち出し増加の構造が定着しそうです。改善策について、町長はどのように考えているのかお聞きしたいなと思います。

6点目、地域活性化企業人受入負担金について、商工労働観光課です。07商工費01商工費01商工費、負担金補助及び交付金で、地域活性化企業人受入負担金732万円、同じく07商工費01商工費02観光費の負担金、補助金、交付金で地域活性化企業人受入負担金732万円です。新規事業として期待はしますけれども、担当課の説明では、職員が企画等を丸投げするような印象を受けました。町長はどのように考えているのか、確認したいなと思います。

7点目として、特に予算のどこの部分ということはないのですけれども、全体として新しい政策が非常に少なく、新規事業でも近隣他市町が実施しているものを後追いしているものが多いようだが、町長はどのように考えるのかを併せて確認したいなと思いました。

以上です。

○田村委員長 今、7点上がりしましたがけれども、ほかに何か項目として、この総括質疑について載せてもらう項目。

畑中委員。

○畑中委員 載せてもらうというより、総括質疑を、この委員会全体でもって、するということを決定して、それ運んでいるのですか。

○田村委員長 いえ、違います。当初、私言ったように、まず内容が分からないと駄目ですので、もし総括質疑として聞きたいものがあれば出していただいて、そしてそちらでまとめてもらって、暫時休憩の中で文書化して、そして一つずつ検討せざるを得ないのではないのですか。

○畑中委員 総括質疑やるかやらないかについてなのですけれども、私は今、若山委員が述べたこの件については、私は十分理解していたのではないだろうかという気持ちで受けているのですけれども。それで私は、必要ないのかなと思っています。

○田村委員長 私言っているのは、先ほど言ったように、今、気になるものがあれば出していただいて、どういうものでも結構ですから出していただいて、一覧表に今しますから、その一覧表を見ながら1個ずつ、適する適しないとか、そういうものを特別委員会として決めていただいて、これは必要だなというものであれば、1個でも2個でも町長の総括質疑をすればいいだけの話であって。そういう手順で私は進めたいと思っています。

従いまして、今、若山さんが言った7項目以外に、もしやるとすれば、項目があれば上げていただきたいと。それを今、一覧表にしますから、それに基づいて、それぞれ特別委員会として、町長質疑をすべきかどうかということをお皆さんに判断していただこうと思っているのです。

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○田村委員長 ほかに、ございませんか。

上野委員。

○上野委員 1点、ちょっとお願いしたいのですけれども。

峠下4号線の工事は3期に分けて、これから実施されようとしております。ただ、この地域

に予定されていた温浴施設、これが、どうなるかというのがまだはっきり見えていないという中で、工事やっちゃっていいのかという問題がありますので、その辺について町長総括の中で、少し明らかにしていただきたいなというふうにと思います。

○田村委員長 ほかに、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○田村委員長 それでは、今の8点、これについて、今、文書化いたしますので、暫時休憩いたします。

午後1時09分 休憩

午後1時24分 再開

○田村委員長 それでは、休憩前に引き続いて再開いたします。

お手元にお配りした総括質疑の関係でございますけれども、まず若山委員が7問、それから上野委員が1問ということで、それぞれ、これについて1問ずつ、必要かどうか皆様方の御意見を聞いてまいりたいと思います。

まず、1番目のトルナーレの委託管理について、天然芝の管理が外部委託で大丈夫なのか、町長の考えは。

この部分についてですけれども、いかがでしょうか。

澤出委員。

○澤出委員 トルナーレに関しては、うちの地元でもあって、いろいろ話聞いていたのですけれども、なかなか芝の管理というものが、今までの状態というのが、個人の力にかかっていた部分もあって、永続的に考えていく中で、そういうのがずっと続けられるかということ、特殊な知見というか、薬の知識とか病気の知識とかある人が、今、すごい一生懸命やっただいています。ただ、年齢的な面とかもありますので、その後じゃあ続けていく中では、どうしようも、委託するとかという形じゃないと、例えば町職員を、そういう知見のある人を雇っていくとかという方向性についても、ちょっとあまりにも事が特殊すぎるので、やはり外部からの知識とかを吸収しながら、ほかの民間委託

していくような流れになっていくのが将来的なことかなと思、その辺について、町長も芝の養生についてそれだけの知見持っていらっしゃるかということ、ちょっと微妙かなと思う部分もあるので、総括質疑をこの論点で聞いていっても不毛な形になるのではないかなと私は思っていますので、その辺も含めまして、1番についてはちょっと今のところ、選挙も終わった後にいろいろ、皆で考えながらやっていくほうがいいのかなと思っていました。

以上です。

○田村委員長 これに対しては、ほかの御意見ございませんか。

池田委員。

○池田委員 ほかの意見というわけではなくて、今の意見と同じで、町長に芝の件を聞くという分であって、先ほど委員会の中でも、教育長も事情を言いましたし、課長も今、真剣にそういう部分で検討しているという部分がありますので、わざわざ町長質疑しなくてもよろしいのではないかと考えています。

以上です。

○田村委員長 若山委員。

○若山委員 今、いらぬのではないかなという意見が出たのであれなのですけれども、天然芝の、トルナーレの良さをきちんと維持していくということを、町長にしっかり宣言してもらいたいなという考えです。委託しようが何しようが、それが維持できるのであれば別に構わないのだと思うのですけれども、別に外部委託が反対だということで質問するわけではなくて、予算案を賛成するとしても、トルナーレの天然芝は維持していくというような、付帯決議のようなものをしてほしいなと思うぐらいの思いがあるものですから、その辺のところをきちんと報告書の中に、町長も芝を守るような形で、体制をきちんとやっていくということを確認したいという意味で質問入れましたので、検討をよろしくお願いします。

○田村委員長 これに対して、ほか、ございませんか。

畑中委員。

○畑中委員 この天然芝の管理について、今まで管理された方が、やはり病弱で、できないようなことだったので、ところが、教育長さんのお話何か聞くと、あるいは担当課の課長の話を知ると、今までやっていた人の芝の管理の手法だとか、そういったものを十分伝えて、今度、民間委託の方々に伝えていくので大丈夫だと言っているものですから、それ以上大丈夫だというものをごどうかなという、ちょっと無理じゃないかなという、私は、これは町長に聞いても同じような、大丈夫だと答えているはずで、どうでしょうかねなんて出ないでしょう、恐らく。ですから、これは私はちょっと必要ないかなと思っています。

○田村委員長 ほかに、ございませんか。

必要ないというのが大体、今まで3名、出ましたけれども。

ほかになければ、委員長の考え方で決めさせて、よろしいでしょうか。

採決でいいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○田村委員長 それでは、ほかにないようですので採決をしたいと思います。

この1番目のトルナーレに関して、町長質疑、必要でないという方、挙手願います。

(反対者挙手)

○田村委員長 必要ない、多数ですので、この1番についてはしないことといたします。

次、2番目のふるさと納税の歳入について、増額の手法が担当課から確認できなかったが、町長の考えは。

これについて、いかがでしょうか。

上野委員。

○上野委員 これは町長質疑、必要だと私は思います。担当課が増額ということ述べているにも関わらず、それに見合った対策がはっきり見えないということですので、これはぜひやる方向で、積極的な姿勢を出してもらえばいいかなと思います。

○田村委員長 ほかに、ございませんか。

池田委員。

○池田委員 これに関しまして、やはりある程

度、課長も今回は前向きをもって、予算をまた多くしてやるということが言われていますので、町長にふるさと納税を聞くまでもないのかなと思いますので、私はこれ、なくてもよろしいと思います。

○田村委員長 若山委員。

○若山委員 先ほど項目を言っただけなので、内容について説明しなかったのだけれども、歳入を1億1,000万、見込んでいるわけですね。そのあれが、確実に入ってくるのかどうかというのは、非常に予算として大きな項目ではないかと思うわけですね。それで担当課長に、どのように伸ばすのだと、返礼品を改良するのかどうかと。補正予算12月のときに3,200万加えたのに、同額減額しているわけですね。いろいろな事業がなくなって、問題はないのだけれども、歳入について、きちんと根拠ある説明をしてもらわないと、我々としては責任ある予算の計上するわけにいかないのだと思います。チャレンジするとかってそういう思いは分かります。けれども、実際、今年はこのだけだったので、こういうことをやって、さらにこういうふうにしますというのをきちんと説明してもらわなければいけなかったのですけれども、担当課の課長は、全く何も失速したと言っているだけで、何も説明はなかったわけですね。だから、これについては町長に、1,000万増やした理由、4年度1億行ったのかどうか、そのところをきちんと、どう考えているのかを聞く必要があるのではないかなと僕は思っております。

以上です。

○田村委員長 澤出委員。

○澤出委員 すみません、全部逆らっているわけではないのですけれども、考え方なのだけれども、ふるさと納税の額に関してですけれども、8,000万まで行って足りなかったと、目標に達しなかったと、後半失速だと。そういう反省もあって、この出てくるころの、6番の地域活性化企業人受入という施策を使って、費用対効果の面はどうか分からないですけれども、今、手詰まり感があるこのふるさと納税に

ついで、てこ入れをしようという考えから、700万の掛ける二つですか。物産も含めて1,400万ぐらいかな。そのぐらいのコストかけて、一応自分らで発想がつかなかったところ外部の知識を入れて、それでアピール力を高めるとか、そういうことを狙っている形のものだと僕は解したものですから、2番と6番というのはこれ、密接にリンクした話ではないかなと思います。結果、その中でいろいろ刺激を受けて、商工観光のほうでも、考えの幅を広げてくれば、そういうふうになると1億1,000万、あながち無理な話ではないかもしれないので、そういう考えなのかなという理解ですと、あまりこういうところにつき過ぎると、今度、例えば、角を矯めて牛を殺すというか、そういうことになり兼ねないのかなと。1回やってみるのだったら、せっかくこういう、一応は6番の地域活性化企業人という制度を使うという話も出ていますので、一概にノー根拠でやっているわけではないですから、その辺も含めて考えるのも我々議員の持っていく方というか、そういうことではないかなと私は思っています。

以上です。

○田村委員長 若山委員。

○若山委員 今の発言で、やらなくてもいいという内容があったのですけれども、そういうことを町長にきちんと確認するというのが総括質疑で、別にこれに反対しているわけでも何でもないわけです。6番のこれについても、課長の説明だと丸投げする、この新しい制度に、何かアイデア出してもらって、丸投げすると、そうすればふるさと納税も増えますよと、そんな発想だったので、それだったら来てもらってからきちんと、そういうアイデアが出てきて増えてきたと、そうなったときに補正で増やしていけばいいだけの話ではないですか。今、これだけ執行するのに、1億1,000万という歳入があるよという前提でやっているわけです。これ確実に入ってこなかったら大変なことになるわけです。だから、そういう意味で、きちんとこういうふうにするのだという戦略を、町長に確認す

るというのは非常に意味があるのではないかなと思うわけです。

今の反対意見の方が言われましたけれども、こうじゃないのかな、そうじゃないかなという話ばかりです。ですから、町長にしっかりどう考えているのですかを聞いて、自信を持って予算案に賛成できるようにしていただきたいということです。

以上です。

○田村委員長 ほかに、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○田村委員長 なければ、この2番のふるさと納税の関連について、総括質疑にするべきだという方、挙手願います。

(賛成者挙手)

○田村委員長 しなくてもよいという方は、挙手願います。

(反対者挙手)

○田村委員長 するべきでない、必要ないという方が多数でございます。

次、3番目、峠下4号線について、整備理由の説明が不十分であったが、町長の考えは。

これについて、いかがでしょうか。

畑中委員。

○畑中委員 峠下4号線といえば私の地元なものですから、課長の説明では、私は十分に理解しているなと思っています。

例えば、社会総合整備交付金というのは、2号線のラッキーピエロの通りですよ。あそこの物件の移転、あれが不可能で、予算がどうしても余ってしまったと。そういうので、あの地域一帯の整備について、使えるというような考え方で、たまたま地元の、町内会でもそうだし、私もそう考えているし、峠下の道の駅の通りの北電に行く通りですね、あそこが4号線というのです。あそこの場合は、例えば新道側まで歩道があって、その先が歩道がないのです。あそこが重要なまた通学路なんですって。非常に車の出入りが激しいところで、あの歩道がどうしても通学路として必要なものですから、町のほうでも考えてくださって、あそこに事業を移して、やろうとしているのです。

ですから、何かしら、あそこよりまた別のところはあるのではないですかという考え方もありましたけれども、あの事業については、道の駅周辺の整備でなければ使えないというようなことも聞いておられましたので、何とか御理解いただきたいなど、そのように私は思うのですけれども。

ですから、この4号線の整備説明不十分だったという、町長から聞く点については、私は十分に説明しているので、必要がないと思います。

ただ、これ以上あまりすると、地域の発展を妨害するというような感じに私は受け止めるものですから、それはこれから何があるか分かりませんので、よろしく。

○田村委員長 ほかに。

川村委員。

○川村委員 先ほど同僚委員の意見もあったように、もともと地元のほうからも、道路を造ってほしいという要望も上がったと聞いています。

今、夏場になると、やはりラッキーピエロのあその道路というのが、駐車場も混んで車の出入りというのも、非常に混とんとしておりまして、接触したり、そういった事故も過去何回かあったと聞いています。

また、通学路の部分に関しても整備しなければならないなど、そういった要望事項もあったものですから、上野委員言っていた、温泉施設のための道路というのではなくて、もともとやらなければならない道路の整備だということで聞いております。ですから、今回、これはやっていかなければならないという部分では、あえて町長にまでお考えを確認するほどの内容ではないのかなと思います。

以上です。

○田村委員長 若山委員。

○若山委員 今、僕の前に話した委員の発言で、ラッキーピエロ隣という、あれは峠下2号線で、もう既に終わったところなのです。今回、峠下4号線は、そのずっと反対側の通りのほうをやるという話なのです。

僕、これやっては駄目だと言っているわけではないのです。その前に発言した委員の、地域の開発を邪魔するなとかというのは、それはちょっと言い方が非常におかしい。議長にも注意していただきたいかった発言だなという感じはします。別に、そういうことを言っているわけではなくて、いろいろやらなければいけない道路、住民の要望だとかある中で、なぜここが優先度合いとして上がったのかと。交通量が、車1日何台通るとか、通学路で何人通るとか、事故が何年に何件起きたとか、そういう比較の上で出してもらえればいいのだけれども、何か要望があったとか、継続事業というイメージもあるのかもしれないのですけれども、そこをきちんと担当課長に聞いたかったのだけれども、全然出てこなかったと。

だから、きちんとそこについては、町長にその辺のところを説明していただいて、自信を持ってこれに賛成したいと、そういう思いでございまして、別に地域の開発とかそういうものを邪魔して、峠下だけよくしていると、そういうことを言っているわけではないので、注意していただきたいと思います。

以上です。

○田村委員長 ほかに、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○田村委員長 それでは、この3番、峠下4号線についての採決を取りたいと思います。

峠下4号線について、整備理由の説明が不十分であったが、町長の考え方はという、この総括質疑に対して、必要だという方、挙手願います。

(賛成者挙手)

○田村委員長 必要ではないという方、挙手願います。

(反対者挙手)

○田村委員長 必要でないが多数でございまして、この3番についても質疑からはずします。

次、4番、ゲートキーパー研修について、予算も実施手法の検討も不十分であったが、町長の考え方は。

これについて。

神崎委員。

○神崎委員 この4番につきましては、私は質問をしまして、十分、今、検討されて、予定もしっかり研修する、スターホールでやるとか、対象人数とか、新規事業の中で、きちんとその辺り予定を組まれていたというふうに捉えていますので、必要ないかと思えます。

○田村委員長 これについて、ほかの御意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○田村委員長 もしなければ、このゲートキーパー研修について、予算も実施手法の検討も不十分であったが、町長の考えはという項目については、しないという御意見が出ておりましたので、それに基づいて、しないということによるのですか。

するとかしないとかという、もうする必要がないというのが一つしか出ていないのです。

若山委員。

○若山委員 ぜひやっていただきたいなと思います。

6万円で、ゲートキーパー研修の、これからどのように展開していくのかとか、1回の講師で1回何かやっただけでゲートキーパー研修やるという、そういう発想自体が、ちょっと貧弱なような感じがしたのです。だから、しっかり今後こういう形でもっとやっていくとか、そういうことをきちんと確認して、今回とっ始めなのでこれだけだというような、そういうところをしっかりと町長に確認したかった。これで終わりだよと言われてたら、ちょっと困るので。そういう意味で、しっかり町長総括の中に入れていただきたいなと思いました。

以上です。

○田村委員長 これについて、ほかに御意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○田村委員長 そうしましたら、4番目のゲートキーパー研修について、このまま町長総括の項目に載せるという方、挙手願います。

(賛成者挙手)

○田村委員長 載せなくてもよいという方、挙手願います。

(反対者挙手)

○田村委員長 多数でありますので、4番のゲートキーパーについては載せない、しないということで決まりました。

次、5番目のアップル温泉について。大幅に町の財政負担が発生しており、改善策についての町長の考えは。

これについて、いかがですか。

池田委員。

○池田委員 このことに関しまして、やはりアップル温泉というのかなりたって、長くなっております。でも、建てたときの理由というのが、やはり福利厚生と申しますか、高齢者なり若者が温泉で体を癒して、健康な体をつくるという意味で、当初建てたと思えます。

やはり、ここまでそうやってくる中で、これからは大幅な予算、いろいろな部分の、返し行為とかそういうものもかかると思えます。その中で、るる課長も説明しておりましたから、やはり、なくてはならない地元の温泉ということで、課長もああいう形でいろいろな面で手を尽くすと言っておられましたので、あえて町長に聞くまでもないのではないかなと思えます。

以上です。

○田村委員長 ほかに。

若山委員。

○若山委員 今後どのように考えているかというのは、町長にしっかり聞いておかないと、ものすごい収益マイナスのような構造が続いていく可能性が高いわけです。だから、今回の予算に反対するというわけではないのだけれども、その辺についてしっかり、今後こういうふうにしていきたい、こういうことも考えたいということ、しっかり町長に確認しておきたいなと思うので、総括質疑にはぜひ入れていただきたいなと思えます。

○田村委員長 ほかに、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○田村委員長 それでは、5番目のアップル温泉について。これについて、総括質疑に載せる

という方、挙手願います。

(賛成者挙手)

○田村委員長 載せないという方について、挙手願います。

(賛成者挙手)

○田村委員長 載せないという方が多数でございますので、この部分についても総括質疑には載せないいたします。

次、6番目、地域活性化企業人受入負担について。具体的にはどのように行うつもりなのか、町長の考えはということでございます。

これについての御意見。

先ほど、澤出委員さんも出ましたけれども。

澤出委員。

○澤出委員 先ほど発言したので、連動するものですから。

さっき申し上げたとおりで、多分苦肉の策と言ったらそれまでなのですけれども、いろいろこのふるさと納税に関しては、担当課が一生懸命考えている中で、他町村と比べると確かに、海のない町ですから、海産物がなくて非常に見劣りする状態です。そういった中でも、地域特産品を持っているのは七飯町の特徴なのですけれども、その売込み方がうまくかみ合わない。

そういうことで、やはり井の中の蛙といったら悪いのですけれども、地元の町でしかいたことがない人が考えるよりも、よそからの意見を入れたほうが、起爆的な売上を上げる可能性も出てくるものですから、特に企業人でお金もらってやっていただく以上、やはりいろいろな企画を出してくると思うのです。そこを見込んで今回1億1,000万という、それぐらいの費用効果が出るというふうにお考えになって、担当課が決めたことだと思いますので、私はそれを信じたいと思います。

また、こういうことをやらせないとかということを行っているわけではなくて、これが効果がないかということ町長に聞いたところで、ではそれでやめるのかという話になっていくようなものでもありませんし、担当課が決めたことで、やはりそれを我々がサポートしていくの

も一つの考え方としますので、ここはひとつ信じて、1億1,000万達成していただくように、我々も側面サポートしていくべきだと考えますので、あえてこれを町長に聞く必要はないと思います。

以上です。

○田村委員長 ほかに。

若山委員。

○若山委員 先ほどと同じことになりますけれども、担当課長にこの点について確認したら、何か丸投げするような雰囲気の話だったので。それで、期待するのはいいのですけれども、こういう制度、地域活性化企業人受入というものを、このように活用していきたい、こうだとかという話は、別に聞いたって何もおかしくないと思うのですけれども、何でそこまであれなのかと、前の委員の発言で課長を信じてとか、僕も信じていないわけではないですよ。非常にいいことだし、どんどんやるべきだなどというふうには思います。

だけでも、これについてどのように活用というか、どのような展開を町長としてはイメージしているのか、それについては非常に今後の観光と、これは二つあるわけです。観光と商工費です。だから、そういう意味で非常に、来て頑張ってもらわなければいけないのですけれども、町長としてどのようにこの制度というのですか、新しく導入する仕組みなので。課長に聞いたなら、隣の町で何かやっているのを見て、うまくいっているのとか、そういう話しかなかった。もう少しその辺を聞きたいなと思って入れましたので、ぜひ御検討お願いいたします。

○田村委員長 ほかにございませんか。

澤出委員。

○澤出委員 先ほどからちょっと、丸投げ丸投げという言葉が出ていて非常に、一生懸命やっている職員さんに対して失礼かなと思って、そこだけ訂正いただきたいという部分で。丸投げという言葉一つも出ていないので。そういうふうに取り扱ったかどうか個人の考え方ですけれども、私はそういうふうには取りませんでし

たので。丸投げという言葉は撤回したほうがいいのではないかなと、私は思います。

以上です。

○田村委員長 ほかに、ございませんか。

稲垣委員。

○稲垣委員 今、同僚議員のほうからも出ていたのですけれども、私も課長の説明で、丸投げというふうには受け取っていませんでした。新しい取組ですので、私も期待持って応援したいと思います。

○田村委員長 ほかに、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○田村委員長 なければ、採決を取りたいと思います。

地域活性化企業受入負担金の関係について。町長総括、これに、議題に載せないという方、挙手願います。

載せない、議題にしないという方、挙手願います。

(反対者挙手)

○田村委員長 載せないほうが多数でございますので、これについても載せないことといたします。

次、7番目、全体を通して新規政策が少なく、予算作成に対しての町長の考えは。

これについて。

池田委員。

○池田委員 新規ということの言葉が出まして、やはりまだ前町長のいろいろな政策、残っていると思うのです。その中で、今回の予算見ても、新たなものが少し出てきています。ただ、やはり前町長のものもきちんと終わらせないで、新しい町長になりましたということで新しい政策、政策ということもないと思いますので、私は、今回に限り、この内容はいらないのではないかなと思っています。

以上です。

○田村委員長 ほかに。

若山委員。

○若山委員 発言しないと賛成者がいないと思われるので言わせてもらいますけれども、新規事業かなと思って、もちろん新規は

入っているのですけれども、よくよく聞いたら函館、北斗でやっているから、一緒に合わせて同じレベルのものをやるのだという事業が多くて、独自に何かやろうとしているのがあまり見受けられなかったもので、今後、町長としてどのように考えているのかというところを、上のものも含めて、予算作成に対する考えを聞いたかったのですけれども。

これだけ聞いても何かちょっとぼつんとなってしまうのですけれども、一応やりたいということで発言させていただきます。

○田村委員長 ほかに、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○田村委員長 なければ、これについても採決をしたいと思います。

新規政策が少ない、予算作成に対して町長の考え方は。

これに対して、総括質疑に載せるという方、挙手願います。

(賛成者挙手)

○田村委員長 載せなくてよいという方、挙手願います。

(反対者挙手)

○田村委員長 載せなくてよいという方が多数でございますので、この部分についても載せないことといたします。

次、上野委員から出た1番目でございます。

峠下4号線について、温泉施設の建築状況が不透明な中、道路整備を進めているのか、町長の考えは。

これについてでございます。

御意見ございませんか。

畑中委員。

○畑中委員 4号線というのは、元の北電があった、発電所があった道路なのですよ、4号線というのは。ですから、例えば温浴施設の場合はラッキーピエロのほうから入るとか、あるいは道の駅の中から通って行くようなつくりになると思うのです。この4号線の場合は、別な目的というのかな。例えば、通学路であるので、歩道がなくて危険だということで、今回この事業ですね、採択というのかな、していただ

いているのでね、これをわざわざ進めていいのかという考えについては、町長から聞く必要は、私はないと思います。

○田村委員長 ほかに、ございませんか。

若山委員。

○若山委員 委員が、こういう話を聞きたいというテーマを出しているということは、ぜひ取り上げたいという思いがありますので、こういうことを聞いても何らおかしくはないと思いますので、ぜひ入れていただきたいなと思います。

以上です。

○田村委員長 ほかに、ございませんか。

上野委員。

○上野委員 この3区にわたる、1工区と2工区、3工区ということで、合計で8億4,000万の事業ということが計画されているわけです。これに関しては、従来なかったことで、温泉施設が来るという前提で、この地域の道路の改修という工事が入ってきたわけです。

それで、第1工区の峠下2号線、これはもう温泉施設が来ても活用できるような状況に近くなっているわけです。ところが、温泉施設が今後来るかどうか分からないと、そういう中で、この一帯の2工区、3工区、これをつなげていく工事の計画が今、進められようとしているわけです。

もし来なかったら、この8億4,000万という投資したお金、これはどうなるのかという、そういう問題もあるわけですので、これは何としても、温泉施設は、基本的には来ていただきたいなと。ただ、それが不明な状況の中で工事をするのは、一つ問題があるのではないかと。

そういうことで言いますと、町長にこの温泉施設の動向、これをどのように把握しているか、はっきり把握しているのであれば答弁していただきたいなと。そういうことで上げたわけです。

○田村委員長 ほかに。

川村委員。

○川村委員 先ほど若山委員の3番目のときにもお話させていただいたのですけれども、基本

的にこの事業というのは、道の駅周辺道路の整備及び通学路の安全確保という形で、この事業をやっているわけです。温泉施設のためにこの道路を整備しているというわけではないのです。

また、この温泉施設のほうも、本来であればすぐにでもやる予定ではあったのでしょうかけれども、コロナの関係で、人の出入りが今滞っていることで、今、見合わせているというような話で聞いております。ですから、根本的な目的というのは、あくまでも道の駅周辺道路の整備及び通学路の安全確保という形で、これをしていくのですよというのが目的ですから。それについては十分もう議員のほうも理解していると思いますので、これについても先ほど言ったように、改めて町長に対して意見聞くほどではないなと思っております。

以上です。

○田村委員長 ほかに。

池田委員。

○池田委員 今、言われた同僚議員と同じなのですけれども、1期工区で終わったのであれば、温泉施設のために造ったのかという話になりますけれども、それであると、1事業者に対して、役場がこれだけ道路にお金かけたのと町民から言われるかもしれない。今、川村議員が言われているように、この地域開発、あと子どもの通学路ということで、理事者側はこういう設計を立てて、このぐらいの予算を立ててきていると思いますので、今まで皆さんが賛成してきた部分で、ここで今、何でという話になりますと、やはりこれはもう、かなり前から峠下の街路ということで計画していたみたいなので、あえて現町長に聞くまでもないと思いますので。

以上です。

○田村委員長 ほかに、ございませんか。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○田村委員長 それであれば、採決を取りたいと思います。

上野委員さんから出された、峠下4号線、こ

の道路の整備についての町長の考え方。

総括質疑に載せるべきだという方、挙手願います。

(賛成者挙手)

○田村委員長 載せる必要がないという方、挙手願います。

(反対者挙手)

○田村委員長 載せる必要がないという方が多数でございますので、これについても、総括質疑に載せないということに決定いたしました。

2番目の、この町長への総括質疑については、項目上がりしましたが、いずれも予算審査特別委員会として、町長への総括質疑はないということに決定いたしましたので、これによろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○田村委員長 それでは、15分まで暫時休憩いたします。

午後2時03分 休憩

午後2時15分 再開

○田村委員長 それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

3番目、各会計予算の採決でございます。

これより、付託された議案6件を1件ごとに討論、採決を行ってまいります。

議案第2号令和5年度七飯町一般会計予算の討論を許します。

若山委員。

前のほうへ。

○若山委員 それでは、反対の立場から討論させていただきます。

本来は町長総括質疑で疑問点について答えていただいて、自信を持って賛成したかったのですけれども、何点か不安な点、説明不足の点がありましたので、反対させていただきます。

まず、ふるさと納税寄附金1億1,000万、これについて増額見込となっておりますけれども、増額する手法等について、担当課から十分な説明がされませんでした。これについては歳入でありますので、じっくり説明がいただきたいのですけれども、残念でございました。

それと、社会資本整備総合交付金事業で峠下4号線を取り上げる理由、必要性等について、担当課から十分な説明がありませんでした。これについても、反対いたします。

健康センター、アップル温泉について、予算の段階から、収入、支出、その差額が大幅な持ち出し増加というような状況でございます。これについて、改善策等について特に示されておりませんでしたので、反対いたします。

全体としまして、新しい政策が少ないような気がいたしました。新規事業でも、近隣他市町が実施しているものを後追いするような形が多いようにしたので、もっとしっかりした予算をつくっていただきたいなというふうに思います。

以上より、反対の立場の討論です。

終わります。

○田村委員長 次、賛成討論。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○田村委員長 討論を終わります。

これより、起立により採決を行います。

議案第2号令和5年度七飯町一般会計予算を原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者挙手)

○田村委員長 起立多数であります。

よって、議案第2号令和5年度七飯町一般会計予算は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第3号令和5年度七飯町国民健康保険特別会計予算の討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○田村委員長 討論を終わります。

これにより、採決を行います。

議案第3号令和5年度七飯町国民健康保険特別会計予算を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○田村委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号令和5年度七飯町国民健康保険特別会計予算は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第4号令和5年度七飯町後期高齢者医療特別会計予算の討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○田村委員長 討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第4号令和5年度七飯町後期高齢者医療特別会計予算を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○田村委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第4号令和5年度七飯町後期高齢者医療特別会計予算は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第5号令和5年度七飯町介護保険特別会計予算の討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○田村委員長 討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第5号令和5年度七飯町介護保険特別会計予算を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○田村委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第5号令和5年度七飯町介護保険特別会計予算は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第6号令和5年度七飯町水道事業会計予算の討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○田村委員長 討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第6号令和5年度七飯町水道事業会計予算を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○田村委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第6号令和5年度七飯町水道事業会計予算は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第7号令和5年度七飯町下水道事業会計予算の討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○田村委員長 討論を終わります。

これにより、採決を行います。

議案第7号令和5年度七飯町下水道事業会計予算を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○田村委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第7号令和5年度七飯町下水道事業会計予算は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、採決を終わります。

それでは、採決が終わりましたので、報告書については、委員長、副院長においてまとめ、16日木曜日の委員会に報告書案を提出したいと思いますが、報告書に記載したい事項等を希望する委員は、発言をお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○田村委員長 それでは、議案第2号から議案第7号までの各会計予算の報告書に記載する事項について、委員会の総意として、委員長、副委員長においてまとめ、次回の委員会に報告書案として提出したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○田村委員長 御異議がございませんので、次回の委員会に報告書案を提出することに決定いたしました。

次回の委員会、報告書のまとめは3月16日木曜日、午前10時から開催したいと思いますですが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○田村委員長 御異議なしと認めます。

よって、次回の委員会は3月16日木曜日、午前10時から開催することに決定いたしました。

お諮りいたします。

本日の予算審査特別委員会は、これをもって終了したいと存じますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○田村委員長 御異議なしと認めます。

よって、本日の予算審査特別委員会は、これ

をもって終了いたします。

御苦勞さまでした。

午後 2 時 2 5 分 散会

